

魚津市告示第 7 号

統計調査員の報酬及び費用弁償について

魚津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年魚津市条例第3号）に規定する統計調査員のうち、2025年農林業センサスに従事するものに係る報酬及び費用弁償については、次のとおりとする。

令和 7 年 1 月 15 日

魚津市長 村椿 晃

- 1 統計調査の区分 2025年農林業センサス
- 2 統計調査員の区分 調査員
- 3 統計調査員の任期 令和 7 年 1 月 6 日から令和 7 年 3 月 5 日まで
- 4 報酬の額 次に掲げる額を合計した額
 - (1) 固定額 1 調査員につき4,820円
 - (2) 変動額 1 客体候補につき450円
 - (3) 変動額 1 経営体につき1,830円
- 5 費用弁償の額 次に掲げる額を合計した額
 - (1) 旅費 次に掲げる額を合計した額
 - ア 説明会出席旅費 1 調査員につき530円
 - イ 実査・報告 1 調査員につき1,060円
 - (2) 調査員証写真代 1 調査員につき220円
- 6 報酬及び費用弁償の支給日 令和 7 年 4 月 21 日